

# 家族信託の活用～その①～

信託とは、誰かを「信」頼して自分の財産を「託」すことを言います。信託と聞いて、証券投資信託や信託銀行を思い浮かべる方も多いかもしれませんが。証券投資信託は、信託銀行が財産を預り、財産を預けた人に代わって国債等の証券に投資をして利益を出し、預けた人に還元します。信託銀行の取り分は財産運用代行の手数です。ですから、あくまでも証券投資信託は信託の一形態にすぎません。

今回のテーマである「家族信託」とは・・・もうイメージが湧いてきましたか？

## 1. 家族信託とは

文字通り家族に財産を託すことです。託す行為が必要なのですから、生前に行う必要があります。遺言書ではダメなのでしょうか。こんな場合に家族信託は大変便利です。

(具体例)

波兵衛は勤め先の雲丹山商事を退社後、ポケ防止と運動を兼ねるということで、管理会社を通さず全て自分で行う形式でのアパート経営を始めました。経営は順調で、次の展開としてアパートを抵当に入れ、借入をして新しい物件を取得し、その管理をカツオに任せようと考え、カツオも了承していました。昔から付き合いのある九角信金から借り入れることも決定し、新しい物件の手付も払い、いよいよ借入・・・の直前に周囲の予想より早く波兵衛がアルツハイマーを発症してしまいました。今では二言目には「わしの財産を奪うつもりか！」と物事を全く理解できない状況です。

(波兵衛)「こんな具体例じゃなきゃイカンのか・・・」

(カツオ)「まあまあ父さん、これもみなさんの理解のためだからwww」

(波兵衛)「うむ・・・しかし“周囲の予想より”早くってなんじゃ」

(カツオ)「それなら“周囲の予想通り”の方がいい？」



## 2. 家族信託の強み～所有者であるとみなすということ～

波兵衛の気持ちはさておき、上記具体例の場合、波兵衛には責任能力がありませんので、アパートを抵当に入れることも借入もできません。手付まで払った新規物件はとん挫、従来の物件についても新規入居や修繕などの契約をすることができなくなり、全てがストップしてしまいます。

このような場合、裁判所から法的に波兵衛の財産管理を行うことを認めてもらう成年後見制度という手続きがあります。成年後見制度は、裁判所のお墨付きですから、法的に安定した制度と言えますが、手続きに時間がかかる・年に一度財産状況を報告する義務があるといった手間などがかかります。

家族信託は、あらかじめ波兵衛がカツオにアパートそのものを信託しておくことで、その後波兵衛が意思能力を欠いたとしても、従来の意思通りの手続きをスムーズに行うことが可能となります。成年後見制度のように年に一度の報告義務もありません。

両者の大きな違いは、信託は「本人とみなされる」、成年後見はあくまでも「本人に代わって管理する」ことから、抵当に入れる・財産を処分するなど、波兵衛の財産にとって制約があるような場合には、成年後見は少々使いにくい制度という側面もあります。家族信託は本人とみなされる訳ですから、そのような制約はありません。成年後見の隙間を埋めてくれる制度として活用できそうですね。

また、信託銀行は金銭以外の財産を預ることは認められていませんから、不動産を託せる家族信託は便利です。次回は更に詳しく見ていきましょう。

波兵衛『父さん、今まで何度も具体例で死んでるんだから、ポケたぐらいで・・・』